



身近なまちの防災施設整備事業補助金 申請の手引き

⚠ 工事業者等と契約する前に、必ず補助金交付申請を行い、本市から交付する「補助金交付決定通知書」を受領してください。

⚠ 補助交付申請の書類審査は約30日程度要します。

横浜市都市整備局防災まちづくり推進課

<お問合せ>

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

☎ 045-671-3595

✉ tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

※地区別に担当が分かれています。会議や出張等で担当者が不在の場合もありますので、事前相談や申請手続き等でご来庁される際は、あらかじめご連絡ください。

R8.9月発行



目次



1. 対象施設と補助率・補助上限額	2～3
2. 補助対象エリアの確認方法	4
3. 申請の主な流れ	5
4. 補助要件チェック表	6
5. 申請書類様式のダウンロード	6
6. 提出書類チェックリスト	
-1. 防災設備編	7
-2. 避難経路（行き止まり改善）編	8
-3. 避難経路（中心杭）編	9
-4. 避難経路（安全対策）編	10
-5. 防災広場編	11
7. 見積書の注意事項	12
8. 提出書類の記入例	
-1. 交付申請書（第1号様式）	13
-2. 収支予算書（第2号様式）	14
-3. 事業計画書（別紙1）	15～17
-4. 完了報告書（第10号様式）	18
-5. 交付請求書（第13号様式）	19
9. よくある質問	20～22

身近なまちの防災施設整備事業補助金とは？

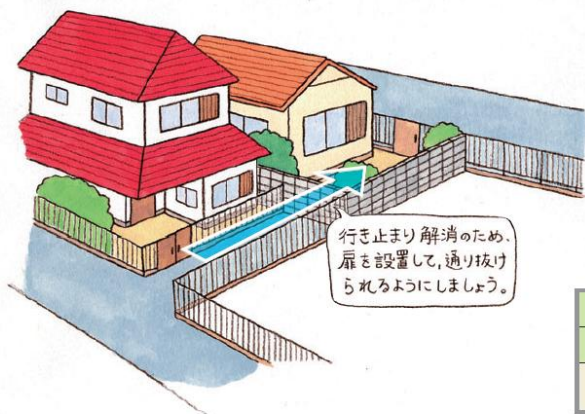
横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災設備、防災広場）の整備等に対し補助を行います。



1. 対象施設と補助率・補助上限額

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等

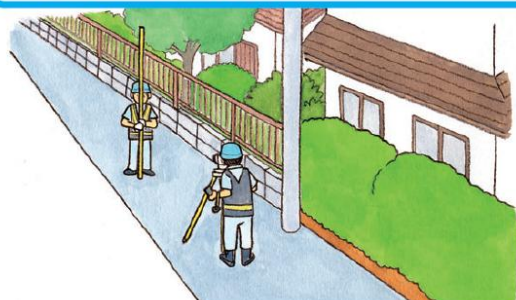
対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置

対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること

③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額 ^{注2)}	補助率	上限額 ^{注2)}
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭い道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等

対象者：自治会町内会等の団体又は所有者

主な要件：①10年以上維持管理されること

②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

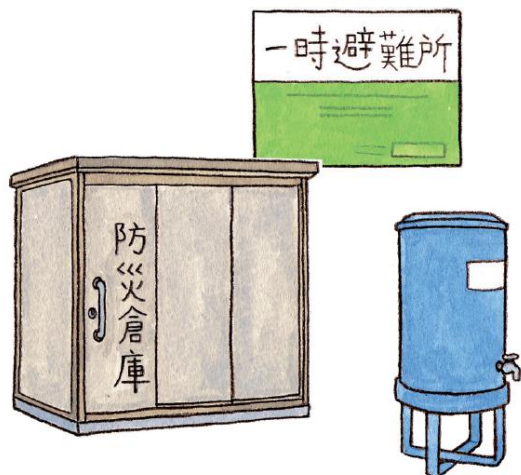
③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

※重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン(防災まちづくりを目的としたものに限る。)に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

1. 対象施設と補助率・補助上限額

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン
・防災井戸等のまちの防災設備の設置

対象者：自治会町内会等の団体

主な要件：①10年以上維持管理されること

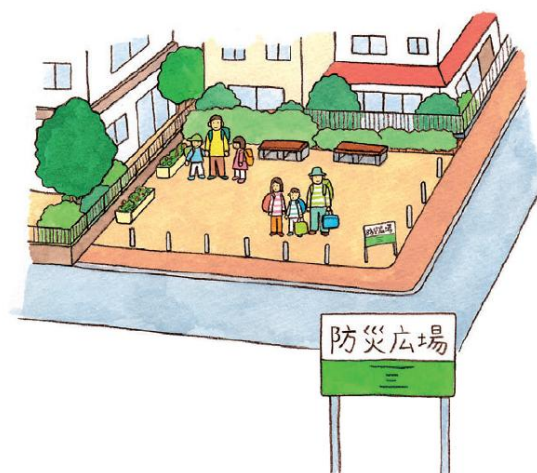
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること

④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備

対象者：自治会町内会等の団体

主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること

②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること

③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 注1)	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



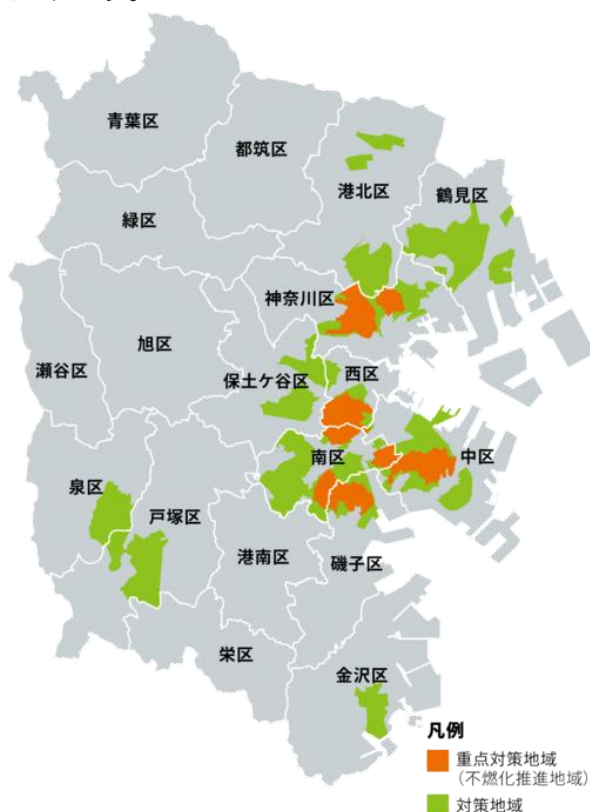
〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

2. 補助対象エリアの確認方法

整備する場所によって補助率や上限額が異なります。
重点対策地域と対策地域の詳細は、本市ホームページの[地震火災対策のエリアについて（重点対策地域と対策地域）](#)のページか、[iマッピー（行政地図情報提供システム）](#)からご確認いただけます。



《iマッピー操作方法》



※iマッピーでは、地区の境界が不正確である可能性があります。境界に近い土地の場合は、お手数おかけしますが、防災まちづくり推進課（045-671-3595）までお問い合わせください。

3. 申請の主な流れ

- ・ 事前相談を行い、補助の対象となるか申請前に確認してください。
- ・ 手続きには所定の期間が必要となりますので、工事の契約の前(30日前)までに「補助金交付申請書」を提出できるように、ご準備ください。補助金交付決定通知書の交付より前に契約をした場合や、工事に関する金銭の支払い(契約金や前金など)があった場合は、補助の対象とはなりません。
- ・ 補助金交付決定を受けた年度の2月末日までに「完了実績報告書」を提出できるよう、スケジュールを立ててください。
- ・ 予算に限りがあるため、年度途中で受付を締め切る場合があります。



申請者

事前相談

- ① 窓口にお越しいただく場合は、会議や出張等で担当者が不在の場合もありますので、あらかじめご連絡ください。
- 代理受領(P22 Q16～17参照)を希望される場合は必ず事前相談の際にお知らせください。

申請者



補助金交付申請書等の提出

提出書類P7～11参照

- ① 必ず、工事の契約前に「補助金交付申請書」を提出してください。

横浜市

約30日

横浜市から**補助金交付決定通知書**の交付

申請者

補助金交付決定通知後に**工事**の実施（契約 ⇒ 着手 ⇒ 完了）

- ① 申請内容に変更がある場合は、変更に係る申請が必要な場合があるため、事前にご相談ください。

申請者



完了報告書等の提出

提出書類P7～11参照

- ① 工事の完了、工事代金の支払い後に提出してください。
- 必ず、申請した年度内に提出してください。

横浜市

約2～3週間

横浜市から**補助金額確定通知書**の交付

申請者



補助金交付請求書の提出

提出書類P7～11参照

- ① 添付書類
額確定通知書のコピー
口座番号が確認できる通帳等のコピー

横浜市

30日以内

補助金の支払い



4. 補助要件チェック表

【共通要件】

すべてあてはまるかチェック！！



要 件	✓欄
エリアの確認(P4参照) ※エリアによって、補助率と補助金の上限額が変わります	
工事契約前である	
新規の整備・設置である ※建替え・修繕・交換等は対象外です	
行政からの他の補助金は受けない	
整備した施設を10年以上維持管理する	
土地・建築物所有者の承諾を得ている	



防災広場については、下の要件にも該当する必要があります

要 件	✓欄
10年間以上本市へ無償での貸与が可能	
面積が40㎡以上であること	
防災訓練等の地域防災活動に活用できる場所	
平常時に不特定多数の人が利用でき、かつ、地域コミュニティ形成等に利用できる場所	

5. 申請書類様式のダウンロード

申請書類や参考様式は[ホームページ](#)からダウンロードいただけます。
必要書類はP7～11、記入例はP13～17をご確認ください。



横浜市 身近補助



6-1. 提出書類(防災設備編) 防災倉庫・防災掲示板等



1. 補助金交付申請		✓欄
1	【第1号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書 記入例P13参照	
2	【第2号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書 記入例P14参照	
3	事業計画書【別紙1】 記入例P15～17参照	
4	案内図、現況写真	
5	整備計画図(配置、寸法、仕様等)及びメーカーの推奨する工法が分かる書類	
6	整備を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類(土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等) ※最新情報が明記された証明書(コピー可) ※市有地の場合は提出不要	
7	補助対象事業実施に関する関係権利者の承諾書【参考様式あり】 又は公共施設管理者の承諾が確認できる書類	
8	維持管理等に関する協定書又は誓約書等【誓約書の参考様式あり(公園に設置・私有地に設置)】	
9	見積書(2者以上) ※まちの防災設備である旨(例:防災倉庫 ○○町内会)の名入れ費用も見積りに計上 見積書の注意事項 P12参照 ※見積書の金額が(税込)100万円以上の場合は本社が市内にある事業者から見積もりを取ること	
10	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 ※商業登記簿(全部事項証明)(コピー可)又は市内事業者であることを報告する書類【参考様式あり】 ※見積書の金額が(税込)100万円未満の場合は不要	
11	<申請者が自治会町内会等の団体以外の場合> 自治会町内会等の団体からの要望書	
12	<私有地に防災倉庫を設置する場合> 防災倉庫に収納する資機材リスト【参考様式あり】	

申請内容に変更があった場合は、あらかじめ **補助金交付変更申請書** を提出していただく必要があります。その際は相談ください。

2. 完了報告		✓欄
1	【第10号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書 記入例P18参照	
2	【第11号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書	
3	契約書等のコピー	
4	<防災倉庫の設置において、建築確認申請を要する場合> 建築基準法に基づく建築確認申請書及び検査済証のコピー ※公園(市有地)に設置する場合は延べ面積が5㎡、私有地に設置する場合は2㎡を超えると建築確認申請が必要となります。	
5	領収書のコピー	
6	施工写真・完成写真(遠景・近景・土地等に定着していることが分かるもの)	
7	交付決定通知書のコピー	

3. 請求		✓欄
1	【第13号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金請求書 記入例P19参照	
2	額確定通知書のコピー	
3	口座番号が確認できる通帳等のコピー ※通帳は表紙裏面の見開きページをコピーしてください	

※土地・建物の所有者や補助要件等を確認するために上記以外の書類の提出を求めることがあります。
※防災施設の設置後、5年ごとを目安に「維持管理報告書(参考様式あり)」の提出を求める場合があります。

6-2. 提出書類 避難経路(行き止まり改善)編



1. 補助金交付申請			✓欄
1	【第1号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書	記入例P13参照	
2	【第2号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書	記入例P14参照	
3	事業計画書【別紙1】	記入例P15～17参照	
4	案内図、現況写真		
5	整備計画図(配置、寸法、仕様等)		
6	行き止まり改善を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類(土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等) ※最新情報が明記された証明書(コピー可) ※市有地の場合は提出不要		
7	補助対象事業実施に関する関係権利者の承諾書【参考様式あり】		
8	維持管理等に関する協定書(コピー)		
9	見積書(2者以上) ※見積書の金額が(税込)100万円以上の場合は本社が市内にある事業者から見積もりを取ること	見積書の注意事項 P12参照	
10	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 ※商業登記簿(全部事項証明)(コピー可)又は市内事業者であることを報告する書類【参考様式あり】 ※見積書の金額が(税込)100万円未満の場合は不要		
11	<申請者が自治会町内会等の団体以外の場合> 自治会町内会等の団体からの要望書		

申請内容に変更があった場合は、あらかじめ **補助金交付変更申請書** を提出していただく必要があります。その際は相談ください。

2. 完了報告			✓欄
1	【第10号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書	記入例P18参照	
2	【第11号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書		
3	契約書等のコピー		
4	領収書のコピー		
5	施工写真・完成写真(遠景・近景)		
6	交付決定通知書のコピー		

3. 請求			✓欄
1	【第13号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金請求書	記入例P19参照	
2	額確定通知書のコピー		
3	口座番号が確認できる通帳等のコピー ※通帳は表紙裏面の見開きページをコピーしてください		

※土地・建物の所有者や補助要件等を確認するために上記以外の書類の提出を求めることがあります。

6-3. 提出書類 避難経路(中心杭)編



1. 補助金交付申請			✓欄
1	【第1号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書	記入例P13参照	
2	【第2号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書	記入例P14参照	
3	事業計画書【別紙1】	記入例P15～17参照	
4	案内図、現況写真		
5	測定の範囲が分かる図面		
6	事業を実施する避難経路及び避難経路に接する敷地の権利関係を明らかにする書類(土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等) ※最新情報が明記された証明書(コピー可) ※市有地の場合は提出不要		
7	避難経路の中心杭等設置に係る確認書		
8	維持管理等に関する協定書(コピー)		
9	見積書(2者以上) ※見積書の金額が(税込)100万円以上の場合は本社が市内にある事業者から見積もりを取ること	見積書の注意事項 P12参照	
10	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 ※商業登記簿(全部事項証明)(コピー可)又は市内事業者であることを報告する書類【参考様式あり】 ※見積書の金額が(税込)100万円未満の場合は不要		
11	<申請者が自治会町内会等の団体以外の場合> 自治会町内会等の団体からの要望書		

申請内容に変更があった場合は、あらかじめ **補助金交付変更申請書** を提出していただく必要があります。その際は相談ください。

2. 完了報告			✓欄
1	【第10号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書	記入例P18参照	
2	【第11号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書		
3	契約書等のコピー		
4	領収書のコピー		
5	避難経路の中心杭等設置に係る報告書		
6	施工写真・完成写真(中心位置等)		
7	交付決定通知書のコピー		

3. 請求			✓欄
1	【第13号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金請求書	記入例P19参照	
2	額確定通知書のコピー		
3	口座番号が確認できる通帳等のコピー ※通帳は表紙裏面の見開きページをコピーしてください		

※土地・建物の所有者や補助要件等を確認するために上記以外の書類の提出を求めることがあります。

6-4. 提出書類 避難経路(安全対策)編



1. 補助金交付申請			✓欄
1	【第1号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書	記入例P13参照	
2	【第2号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書	記入例P14参照	
3	事業計画書【別紙1】	記入例P15～17参照	
4	案内図、現況写真		
5	整備計画図(配置、寸法、仕様等)		
6	事業を実施する避難経路の土地の権利関係を明らかにする書類(土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等) ※最新情報が明記された証明書(コピー可) ※市有地の場合は提出不要		
7	補助対象事業実施に関する関係権利者の承諾書【参考様式あり】		
8	維持管理等に関する協定書(コピー)		
9	見積書(2者以上) ※見積書の金額が(税込)100万円以上の場合は本社が市内にある事業者から見積もりを取ること	見積書の注意事項 P12参照	
10	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 ※商業登記簿(全部事項証明)(コピー可)又は市内事業者であることを報告する書類【参考様式あり】 ※見積書の金額が(税込)100万円未満の場合は不要		
11	<申請者が自治会町内会等の団体以外の場合> 自治会町内会等の団体からの要望書		

申請内容に変更があった場合は、あらかじめ **補助金交付変更申請書** を提出していただく必要があります。その際は相談ください。

2. 完了報告			✓欄
1	【第10号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書	記入例P18参照	
2	【第11号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書		
3	契約書等のコピー		
4	領収書のコピー		
5	施工写真・完成写真(遠景・近景)		
6	交付決定通知書のコピー		

3. 請求			✓欄
1	【第13号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金請求書	記入例P19参照	
2	額確定通知書のコピー		
3	口座番号が確認できる通帳等のコピー ※通帳は表紙裏面の見開きページをコピーしてください		

※土地・建物の所有者や補助要件等を確認するために上記以外の書類の提出を求めることがあります。

6-5. 提出書類 防災広場編



1. 補助金交付申請			✓欄
1	【第1号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書	記入例P13参照	
2	【第2号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書	記入例P14参照	
3	事業計画書【別紙1】	記入例P15～17参照	
4	案内図、現況写真		
5	整備計画図(配置、寸法、仕様等)		
6	防災広場を整備する敷地の権利関係を明らかにする書類(土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等) ※最新情報が明記された証明書(コピー可) ※市有地の場合は提出不要		
7	整備又は使用に関する関係権利者全員からの承諾書【参考様式あり】		
8	近隣住民等説明状況報告書		
9	申請する場所の自治会町内会区域図		
10	見積書(2者以上) ※見積書の金額が(税込)100万円以上の場合は本社が市内にある事業者から見積もりを取ること	見積書の注意事項 P12参照	
11	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類 ※商業登記簿(全部事項証明)(コピー可)又は市内事業者であることを報告する書類【参考様式あり】 ※見積書の金額が(税込)100万円未満の場合は不要		
12	<申請者が自治会町内会等の団体以外の場合> 自治会町内会等の団体からの要望書		

申請内容に変更があった場合は、あらかじめ **補助金交付変更申請書** を提出していただく必要があります。その際は相談ください。

2. 完了報告			✓欄
1	【第10号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書	記入例P18参照	
2	【第11号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書		
3	契約書等のコピー		
4	領収書のコピー		
5	施工写真・完成写真(遠景・近景)		
6	交付決定通知書のコピー		

3. 請求			✓欄
1	【第13号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金請求書	記入例P19参照	
2	額確定通知書のコピー		
3	口座番号が確認できる通帳等のコピー ※通帳は表紙裏面の見開きページをコピーしてください		

※土地・建物の所有者や補助要件等を確認するために上記以外の書類の提出を求めることがあります。

7. 見積書の注意事項



確認事項	✓欄
2者以上から見積書を徴収しているか？	
見積書の金額が(税込)100万円以上の場合は本社が市内にある事業者から見積書を徴収しているか？	
見積書に宛先(申請者名)、発行日、見積有効期限(申請時点で有効期限内であること)が入っているか？	
防災設備の場合には、まちの防災設備である旨を適切な方法で表示するための名入れ費用が見積書に含まれているか？ 例：〇〇町内会 防災倉庫、△△自治会 防災掲示板	

令和〇年〇月〇日

宛先は申請者名

見積書

〇〇町内会 様

株式会社〇〇 会社印

申請時点で有効期限内であること

以下の通りお見積り申し上げます。
 見積期限：発行後〇日以内

工事名：△△設置工事

見積金額：〇〇〇,〇〇〇円(税込)

品名・規格	金額
〇〇物置	△△△,△△△
組立費	△△,△△△
基礎工事費	△△,△△△
名入れ費	△△,△△△

<防災設備の場合>
 名入れ費用も忘れずに！



防災設備は土地、建築物、工作物に定着するものに限ります。アンカー工事等、メーカー推奨の工法で施工してください。
 ※見積書にはメーカー推奨の工法が分かる書類も添付してください。

8-1. 提出書類の記入例【交付申請書】



P13～19までは、市有地の公園に防災倉庫を設置する場合の記入例をお示ししています。
申請書等を作成中にご不明点がございましたらお気軽にお問合せください。

申請 完了報告 請求 身近なまちの防災施設整備事業交付申請書（第1号様式）

第1号様式（第7条第1項）

令和〇年 〇月 〇日

(申請先)
横浜市 長

申請者

住所	〒 XXX-XXXX 横浜市〇〇区・・・
氏名 (名称及び代表者名)	〇〇町内会 会長●●●●●●
電話番号	XXX (XXX) XXX

申請者(会長等)の自宅住所
※この欄に記載された住所に
交付決定通知等を郵送します

身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書

横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱を遵守します。

申請する事業

☐ 「まちの避難経路」行き止まり改善事業
☐ 「まちの避難経路」中心杭等設置事業
☐ 「まちの避難経路」安全対策事業
☐ 「まちの防災広場」整備事業
☒ 「まちの防災設備」設置事業
☐ その他市長が特に必要と認める事業
※該当する事業にチェックを入れてください

事業の実施場所

所在地（地番）

〒XXX-XXXX
横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇

☐ 重点対策地域
(不燃化推進地域)

☒ 対策地域

☐ その他の地域

実施場所の地域まちづくりプラン

☐ あり ☒ なし

地域まちづくり組織又はグループの該当

☐ あり ☒ なし

交付を受けようとする補助金の額

168,000 円

添付書類

・身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
・各要領で定める書類
・その他

防災倉庫の設置場所の住所

どちらかにチェック

どちらかにチェック

P16事業計画書で算定した補助金額を記入してください

事務処理欄

プラン	組織	事前審査会
☐ 地域まちづくりプランの対象地域	☐ 認定を受けた地域まちづくり組織	☐ 開催済み 年 月 日
☐ 防災アクションマップの対象地域	☐ 地域まちづくりグループ	
☐ なし	☐ その他	☐ 不要

受付欄

第 号

- 13 -

8-2. 提出書類の記入例【収支予算書】



申請

完了報告

請求

身近なまちの防災施設整備事業収支予算書（第2号様式）

第2号様式（第7条第2項）

身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書

申請者 〇〇町内会

1 収入

項 目	金 額（円）	説明（負担者及び負担方法等）
補助金	168,000	
町内会負担金	19,000	
合 計	187,000	

P16事業計画書で算定した補助金額を記入してください

2 支出（補助金対象経費分）

項 目	金 額（円）	備 考
防災倉庫	115,000	（商品名など）
組立費	10,000	
基礎工事費	35,000	
名入れ費	10,000	
（消費税）	17,000	
合 計	187,000	

この2か所の金額は同額になります

8-3. 提出書類の記入例【事業計画書】



申請

完了報告

請求

身近なまちの防災施設整備事業事業計画書（別紙）1 ページ目

(別紙1)

まちの防災設備設置

事業計画書

申請者	住 所	〒XXX-XXXX 横浜市〇〇区・・・ 電話 XXX (XXX) XXX	
	氏 名 (名称及び代表者名)	〇〇町内会 会長 ●●●●●	
	活動対象地域	別紙のとおり（注1）（注2）	
1 補助金を受けて行う事業の内容（概要）		☒ 防災倉庫等の設置 ☐ かまどベンチ等の設置 ☐ 雨水タンク等の設置 ☐ 避難案内サイン等の設置 ☐ その他（ ）	
2 所在地		横浜市 〇〇 区 〇〇町〇〇番地〇〇	
3 整備理由		初期消火、救助・救出に資する防災資機材を新たに調達しようとしており、今ある防災倉庫では一杯となるため、新しく防災倉庫を設置したい。	
4 防災活動における活用方法		・ 防災倉庫に保管する初期消火、救助・救出に資する防災資機材等を活用した防災訓練を、年1回定期的に行う。 ・ 防災倉庫に保管する初期消火、救助・救出に資する防災資機材等は、発災時には地域の方々も使うことができるものとする。	
5 整備の概要	実施期間	● 年 ● 月 ● 日から ● 年 ● 月 ● 日まで	
	整備に要する工事費	187,000 円（税込）	
	整備内容	防災倉庫の設置	

申請者(会長等)の
自宅住所

該当するものにチェック

防災倉庫の設置場所の住所

地域の防災力の向上に資するような取組
について具体的に記入してください

期間の開始日は申請日から
1か月後程度先の日付
を記入してください
※申請から交付決定まで平均
で1か月程度かかります

町内会負担分も含めた、
全体の工事費
※補助金の額ではありません

1/3

8-3. 提出書類の記入例【事業計画書】



6 管理者 (代表者)	住 所	申請者と同じ
	氏 名	申請者と同じ
	連絡先	申請者と同じ
	☒ 10 年以上維持管理が可能である	
備 考		

(注1) 「活動対象地域図」を添付してください。地域まちづくり推進条例第 10 条に基づく地域まちづくりプラン及び、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱第 5 条に基づく身近プランがある場合には、それに代えることができます。

(注2) 「活動対象地域図」には、自治会町内会等の区域、地域で管理されている既存の防災施設等、及び今回申請する防災施設の位置を記載してください。

交付を受けようとする補助金の額の算出内訳

ここで算定した補助金額を申請書の「交付を受けようとする補助金の額」と収支予算書の補助金の欄に記入してください

【まちの防災設備設置 交付申請額算出表】

区 分	① 見積額 (税 込)	② 補助率 ※該当の 補助率に○	③ 補助対象額 ③＝①×②	④ 上限額 ※該当の 補助率に○	⑤ 交付申請額 ③と④の 小さい額 (千円未満 切捨て)
単 位	円		円	円	円
まちの防災設備設置	187,000	9/10 5/10	168,300	50万円 25万円	168,000

(注) 算出表①の見積額は、事業者2人以上の見積額のうち、金額の低いものを記入。ただし、工事価格が100万円以上の場合、市内事業者からの見積とする。

(注) 算出表②の補助率は事業の実施場所により異なるため、該当の箇所の補助率を選択。(重点対策地域等・対策地域：9/10、その他の地域：5/10)

(注) 算出表④の上限額は事業の実施場所により異なるため、該当の箇所の補助率を選択。(重点対策地域等・対策地域：50万円、その他の地域：25万円)

(注) 算出表⑤の欄の額を、身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請の「交付を受けようとする補助金の額」に記入。

8-3. 提出書類の記入例【事業計画書】

申請

完了報告

請求

身近なまちの防災施設整備事業事業計画書（別紙）3 ページ目

（参考様式：活動対象地域図）



※ 既存の自治会町内会の区域図のコピーに、地域で管理されている既存の防災設備（防災倉庫や初期消火器具など）や、今回申請する設備の位置を追記したものでも構いません。

8-4. 提出書類の記入例【完了報告書】



申請

完了報告

請求

身近なまちの防災施設整備事業完了報告書（第10号様式）

第10号様式（第12条第1項）

令和〇年 〇月 〇日

（申請先）
横 浜 市 長

申請者

住所	〒 XXX-XXXX 横浜市〇〇区・・・
氏名 （名称及び代表者名）	〇〇町内会 会長●● ●●
電話番号	XXX (XXX) XXX

「交付決定通知書
（第3号様式）」から
転記してください

身近なまちの防災施設整備事業完了報告書

令和〇年 〇月 〇日 都防第 XXXX号で交付決定の通知を受けた補助対象事業の完了について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

実施した事業	☐ 「まちの避難経路」行き止まり改善事業 ☐ 「まちの避難経路」中心杭等設置事業 ☐ 「まちの避難経路」安全対策事業 ☐ 「まちの防災広場」整備事業 ☒ 「まちの防災設備」設置事業 ☐ その他市長が特に必要と認める事業 ※該当する事業にチェックを入れてください	
事業の実施場所	所在地（地番）	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇
交付決定額	168,000 円	
決算後の補助金の額	168,000 円	
添付書類	・身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算 ・各要領で定める書類 ・その他	

該当するものにチェック

防災倉庫の設置場所の住所

「交付決定通知書（第3号様式）」から
転記してください
※原則として「交付決定額」と「決算後
の補助金の額」は同額になります
※申請内容に変更がある場合には必
ず事前にご相談ください

その他の必要書類は
P7～11「提出書類」
をご確認ください

第 号

8-5. 提出書類の記入例【請求書】



申請

完了報告

請求

身近なまちの防災施設整備事業交付請求書（第13号様式）

第13号様式（第15条第1項）

令和〇年 〇月 〇日

（請求先）
横 浜 市 長

申請者

住所	〒 XXX-XXXX 横浜市〇〇区・・・
氏名 （名称及び代表者名）	〇〇町内会 会長●● ●●
電話番号	XXX (XXX) XXX

（請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません）

「補助金額確定通知書
（第12号様式）」から
転記してください

身近なまちの防災施設整備事業 補助金交付請求書

令和〇年 〇月 〇日 都防第 XXXX号で 交付決定 額確定 の通知を受けた身近なまちの防災施設

整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求金額

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	6	8	0	0	0

※ 金額の頭に¥をつけてください。

2 振込先

金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫	〇〇 支店
預金種目	普通	当座
口座番号	XXXXXXXX	
フリガナ	〇〇チョウナイカイ カイチョウ ヨコハマ タロウ	
口座名義	〇〇町内会 会長 横浜 太郎	

※ 申請者と振込先口座が異なるときは、申請者による委任状を添付してください。

3 添付書類

- （1） 身近なまちの防災施設整備事業補助金交付決定通知書又は額確定通知書
- （2） 口座番号が確認できる書類（通帳の表紙裏面の見開きページのコピーなど）

※表紙ではなく、表紙の裏
面の見開きページをコピー
してください

9. よくある質問



Q1 他の補助金と併用できますか？

併用はできません。

Q2 工事を契約した後も補助金をもらえますか？

工事を契約した後は補助金を受けることはできません。補助金交付決定通知を受ける前に補助対象事業の契約を締結している場合は、補助金の交付対象外となります。

Q3 工事が来年になりそうです。今年度に申請をして来年度に補助金をもらうことはできますか？

できません。補助対象となるのは、単年度で完成する工事です。

Q4 防災設備等の修繕をしたいです。補助金はもらえますか？

新規に整備・設置する場合のみ補助金の対象となるため、修繕は対象外となります。

Q5 町内会区域に「重点対策地域」「対策地域」「その他の地域」が混在しています。補助金の補助率や上限額はどのようになりますか？

整備する場所が「重点対策地域」「対策地域」「その他の地域」のどの地域にあたるかによって、補助率や上限額が決定します。

例えば、申請者である町内会長のご自宅の付近が対策地域でも、防災倉庫を整備する公園が「その他の地域」の場合には補助率は10分の5、上限25万円となります。

＜防災設備の整備の場合の例外規定＞

ただし、防災倉庫等の防災設備の整備の場合には、地域まちづくり支援制度要綱に定める「まちの不燃化推進事業活動団体」が行う活動対象区域内的の整備に限り、重点対策地域とみなし、補助率や上限額を決定します。

Q6 整備場所によって補助金の補助率や上限額が異なるのはなぜですか？

整備場所によって補助金の上限額や補助率が変わるのは、地域ごとの地震火災リスクに応じて支援を重点的に行うためです。延焼の危険性が特に高い「重点対策地域」や、延焼の危険性が高い「対策地域」では、迅速かつ効果的な災害対策が求められるため、補助率や補助上限金額が高く設定されています。

Q7 見積書は横浜市内の事業者からもらう必要がありますか？

見積書の金額(税込)が100万円以上の場合、見積書の徴収は原則として本社が横浜市内にある事業者から行う必要があります。ただし、100万円未満の場合は市内事業者以外からの見積書も認められます。

Q8 見積書は絶対に2者以上必要でしょうか？

見積書は2者以上必要です。

9. よくある質問



Q9 市有地に防災倉庫を設置したいです。まずはどこに相談すべきですか？

市有地の公園に設置したい場合には所管部署(土木事務所等)に設置可能かどうかご相談ください。

土木事務所から発行する「公園施設設置許可書」はP7「6. 提出書類」の「7. 公共施設管理者の承諾が確認できる書類」にあたります。

公園以外の市有地の場合にはそれぞれの所管部署にご相談ください。

Q10 防災倉庫を設置したいです。建築確認申請は必要ですか？

設置する倉庫の場所や大きさによって、建築確認申請が必要な場合と不要場合があります。

以下の場合には、建築確認申請は不要です。

■公園等の市有地に設置する場合

「町の防災組織」が設置するもので、地域の防災活動に必要な資器材のみを収納し、延べ面積が5㎡以内であり、通常時は無人で、発災時、防災訓練時及び収納品の点検時等を除き、内部に人が立ち入らない防災倉庫

■私有地に設置する場合

土地に自立して設置する小規模な倉庫(奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの [\[横浜市建築基準法取扱基準集 第1章 総則 1-1 小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて 参照\]](#)

Q11 防災倉庫の中に収納する備品の購入費も補助対象になりますか？

対象外です。

Q12 新設のみ補助対象とのことですが、新設とはどのような状態ですか？

補助金申請時点で設置予定地に既存の同一目的の施設がない状態をいいます。

Q13 申請の流れを教えてください。

補助要件について、事前に相談をしてください。詳細はP5「3. 申請の主な流れ」をご確認ください。なお、代理受領制度の利用を希望される場合は、手続きの流れが異なりますので、必ず事前にご相談ください。

Q14 土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図はどこで取得できますか？

法務局で取得してください。

Q15 土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図の提出はコピーでもかまいませんか？

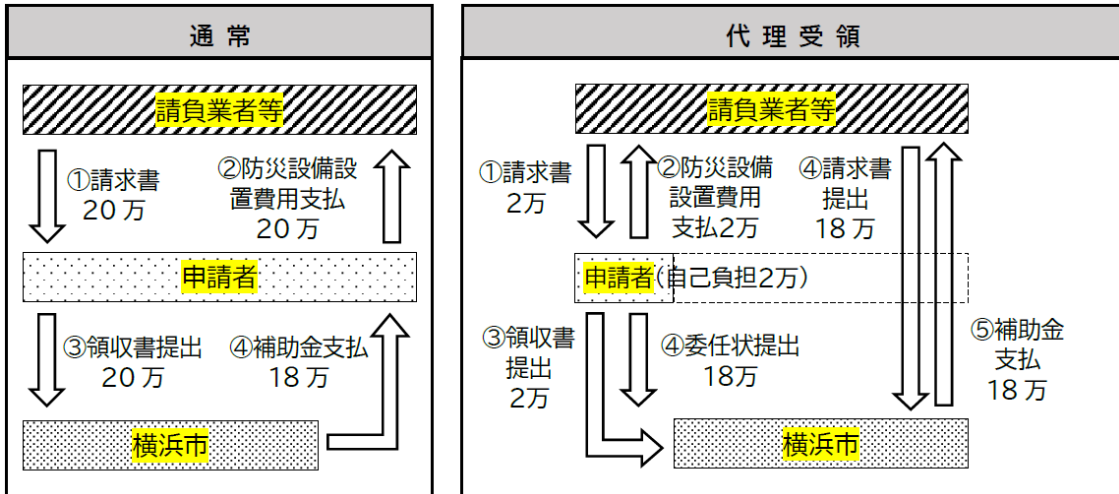
コピーでもかまいません。

9. よくある質問

Q16 代理受領とはどのような制度ですか？

代理受領とは、申請者の委任を受けた請負業者等が、補助金の請求及び受領を代理で行うことができる制度です。

例えば、20万円の防災設備を設置し、補助金18万円、自己負担額2万円の場合、申請者は請負業者等に2万円のみを支払うことになり、補助金が交付されるまでの一時的な負担を軽減することができます。



Q17 代理受領制度を利用する場合の申請書類は？

☐ 代理受領事前届出書(第14号様式)

→補助金交付申請書(第1号様式)の提出時に併せてご提出ください。請負業者等にとっては、支払いの時期が遅くなったり、横浜市宛ての請求書や委任状の追加書類の準備が必要になったり等の影響が生じますので、必ず、請負業者等にご相談のうえ、提出してください。

☐ 代理受領の委任状(第16号様式)

→請負業者等補助金交付請求書(第13号様式)の提出時に併せてご提出ください。なお、請求書と委任状は請負業者等からご提出いただくことになります。

その他、ご不明点がございましたらお気軽に防災まちづくり推進課までお問合せください。